

労働力調査における平成 30 年 1 月分からの変更について

労働力調査では、多様化する雇用・失業の実態をよりの確に把握するため、平成 30 年 1 月分  
から調査事項の変更を行い、あわせて、結果表の変更を行います。

主な変更の内容は以下のとおりです※1。

※1 結果表変更の詳細及び変更後の集計事項一覧並びに結果表様式については、下記 URL の各項目を御参照ください。  
<労働力調査結果表の一部変更について（平成 30 年 1 月分結果以降）>

URL : <http://www.stat.go.jp/data/roudou/change/2018/index.htm>

- ・労働力調査結果表の一部変更の内容
- ・変更後の集計事項一覧
- ・変更後のエクセル結果表様式

1 基本集計（平成 30 年 1 月分から）と詳細集計（平成 30 年 1～3 月期分から）で共通の変更

○ 雇用契約期間を詳細に把握

調査票の「従業上の地位」について、雇用契約期間に基づき把握してきた「常雇の人（無期の契約）」、「常雇の人（有期の契約）」（雇用契約期間が1年超）、「臨時雇の人」（同1か月以上1年以下）及び「日雇の人」（同1か月未満）の区分を廃止し、雇用契約期間について、「定めがない」、「1か月未満」、「1か月以上3か月以下」、「（雇用契約期間の定めがあるかわからない）」等のように把握することとしました。

これにより、雇用契約期間別の雇用者数をより詳細に把握できるほか、雇用契約期間の定めがあるかわからない者や、雇用契約期間がわからない者の数も把握できる等、雇用契約期間からみた非正規雇用の状況を、よりの確に把握することが可能となります。

これに伴い、雇用契約期間に係る結果表章を、以下のとおり変更します。

雇用契約期間に係る結果表章の変更

平成29年12月まで	平成30年1月から
<b>雇用者</b> 常雇 一般常雇 無期の契約 有期の契約 <sup>1)</sup> 役員 臨時雇 <sup>2)</sup> 日雇 <sup>3)</sup>	<b>雇用者</b> 役員 役員を除く雇用者 無期の契約 有期の契約 1か月未満 1か月以上3か月以下 3か月超6か月以下 6か月超1年以下 1年超3年以下 3年超5年以下 5年超 期間がわからない 雇用契約期間の定めがあるかわからない
1) 雇用契約期間が1年超 2) 雇用契約期間が1か月以上1年以下 3) 雇用契約期間が1か月未満	

注)「従業上の地位」別の一部（雇用者内訳）が、「雇用契約期間」別の分類区分となります。

## 2 詳細集計における変更（平成30年1～3月期分から）

### (1) 未活用労働の把握及び未活用労働に関する複数の指標の作成

失業者（下図B）に加え、パートタイム等の就業者の中で仕事を追加したい者（A）や、非労働力人口の中で、仕事に就くことを希望しているが、今は仕事を探していない者等（C）を含めた「未活用労働」を把握し、基本集計において毎月公表している完全失業率に加え、詳細集計において、四半期ごとに複数の未活用労働に関する指標を新たに作成及び公表します。

完全失業率や就業率に加え、当該指標を用いることで、雇用情勢をより多角的に把握することが可能となります。



A 追加就労希望就業者	C 潜在労働力人口
① 就業者である	就業者でも失業者でもない者のうち、 【拡張求職者】
② 週35時間未満の就業時間である	
③ 就業時間の追加を希望している	① 1か月以内に求職活動を行っている
④ 就業時間の追加ができる	② すぐではないが、2週間以内に就業できる
B 失業者	【就業可能非求職者】
① 就業していない	① 1か月以内に求職活動を行っていない
② 1か月以内に求職活動を行っている	② 就業を希望している
③ すぐに就業できる	③ すぐに就業できる

#### <未活用労働に関する指標>

未活用労働指標1 (LU1)	=	$\frac{\text{失業者}}{\text{労働力人口}} \times 100 (\%)$
未活用労働指標2 (LU2)	=	$\frac{\text{失業者} + \text{追加就労希望就業者}}{\text{労働力人口}} \times 100 (\%)$
未活用労働指標3 (LU3)	=	$\frac{\text{失業者} + \text{潜在労働力人口}}{\text{労働力人口} + \text{潜在労働力人口}} \times 100 (\%)$
未活用労働指標4 (LU4)	=	$\frac{\text{失業者} + \text{追加就労希望就業者} + \text{潜在労働力人口}}{\text{労働力人口} + \text{潜在労働力人口}} \times 100 (\%)$
未活用労働補助指標1	=	$\frac{\text{会社都合等による失業者}}{\text{労働力人口}} \times 100 (\%)$
未活用労働補助指標2	=	$\frac{\text{失業者} + \text{拡張求職者}}{\text{労働力人口} + \text{拡張求職者}} \times 100 (\%)$

注)「会社都合等による失業者」とは、失業者のうち、会社倒産・事業所閉鎖や人員整理・勸奨退職、雇い止めのため失業した者といった、非自発的な理由により失業した深刻度の高い者

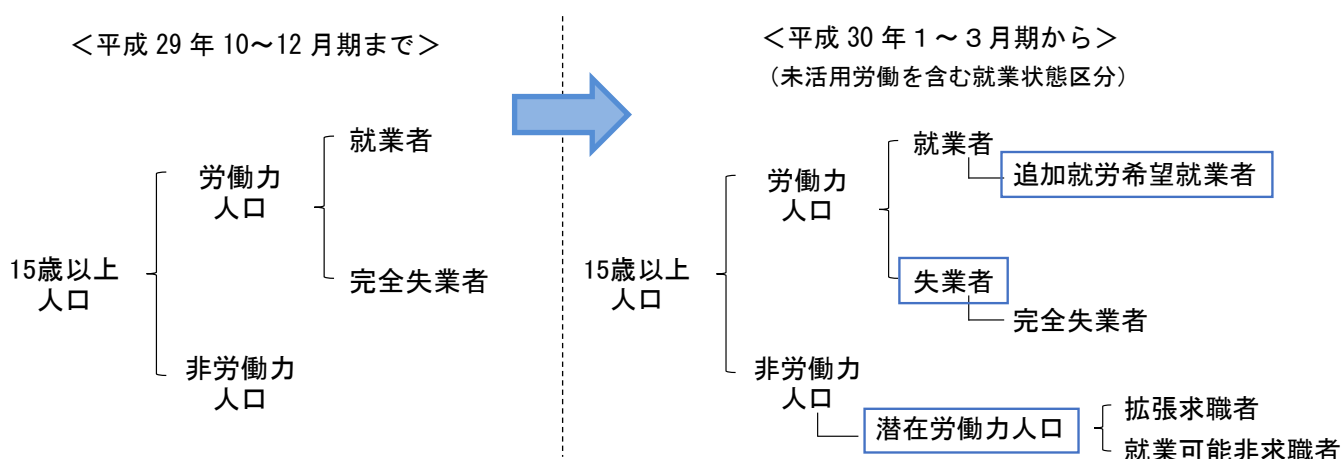
## (2) 「就業状態」の分類区分の変更

「未活用労働の把握及び未活用労働に関する複数の指標の作成」に伴い、詳細集計においては※<sup>2</sup>、就業状態を未活用労働を含む区分に変更します。

この変更により、労働力人口は、就業者と完全失業者を合わせたものから、就業者と未活用労働における失業者を合わせたものとなるため※<sup>3</sup>、労働力人口及び非労働力人口に関する結果は、変更前後で比較できません。なお、就業者の範囲に変更はありませんので、就業者に関する結果は、変更前後で比較可能です（下図参照）。

※<sup>2</sup> 基本集計の就業状態区分に変更はありません。

※<sup>3</sup> 完全失業者は、①就業しておらず、②1週間以内に求職活動を行っており、③すぐに就業できる者であり、未活用労働における失業者は、②の求職活動期間を1か月に拡大して捉えるものです。



## (3) 「求職方法」の分類区分の変更

失業者※<sup>4</sup>に対する質問事項である「求職方法」の選択肢について、「求職の申込みや応募などの結果を問い合わせた」及び「求職活動の結果を待っていた」を追加しました。

これにより、求職方法の範囲を合わせた上で、諸外国と失業率を比較することが可能となります※<sup>5</sup>。

これに伴い、結果表における「求職方法」の分類区分を、以下のとおり変更します。

※<sup>4</sup> 平成29年12月分までは完全失業者

※<sup>5</sup> アメリカ等では、求職活動の結果を待っていたのみの者については、失業者に含まれません。

### 「求職方法」の分類区分の変更

平成29年10～12月期まで	平成30年1～3月期から
総数(完全失業者)	総数(失業者, うち完全失業者)
公共職業安定所に申込み	公共職業安定所に申込み
民間職業紹介所などに申込み	民間職業紹介所などに申込み
労働者派遣事業所に登録	労働者派遣事業所に登録
求人広告・求人情報誌	求人広告・求人情報誌
学校・知人などに紹介依頼	学校・知人などに紹介依頼
事業所求人に直接応募	事業所求人に直接応募
事業開始の準備	事業開始の準備
その他	求職活動の結果を問い合わせた
	求職活動の結果を待っていた
	その他